

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第二十一条まで（現行のとおり） （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為） 第二十二条 条例第二十五条第三項第六号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 次に掲げる工作物を改築し、又は増築すること。 イから力まで（現行のとおり） ㉟ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第五項</u>に規定する航空保安施設 タからムまで（現行のとおり） ニから五まで（現行のとおり） 第二十三条から第三十一条まで（現行のとおり） （特別地区内等の行為の許可基準） 第三十二条 条例第二十六条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 一 工作物を新築すること。 イ及びロ（現行のとおり） ハ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (イ) から (リ) まで（現行のとおり） (ツ) 航空法<u>第二条第五項</u>に規定する航空保安施設 (ネ) から (テ) まで（現行のとおり） 二及びホ（現行のとおり） 二から十一まで（現行のとおり） 第三十三条から第六十九条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第五まで（現行のとおり） 別記第一号様式から第二十五号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十一条まで（略） （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為） 第二十二条 条例第二十五条第三項第六号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 次に掲げる工作物を改築し、又は増築すること。 イから力まで（略） ㉟ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）<u>第二条第四項</u>に規定する航空保安施設 タからムまで（略） ニから五まで（略） 第二十三条から第三十一条まで（略） （特別地区内等の行為の許可基準） 第三十二条 条例第二十六条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 一 工作物を新築すること。 イ及びロ（略） ハ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (イ) から (リ) まで（略） (ツ) 航空法<u>第二条第四項</u>に規定する航空保安施設 (ネ) から (テ) まで（略） 二及びホ（略） 二から十一まで（略） 第三十三条から第六十九条まで（略） 別表第一から別表第五まで（略） 別記第一号様式から第二十五号様式まで（略）</p>